

特定再資源化預託金等(特預金)の用途に関する優先順位について

特預金は、その発生の起源となった事象※1に鑑み、原則として以下の優先順位に従って活用することとする。

ただし、実施する具体的施策については、効果の妥当性や費用対効果、対応の緊急性も合わせて判断のうえ決定するものとする。

1. すでにリサイクル料金の預託を行った者が活用する自動車リサイクルシステムの安定化または円滑化に寄与する用途
2. すでにリサイクル料金の預託を行った者の ELV 処理に係る資金管理ならびに情報管理、指定再資源化機関の実務業務に要する費用の補填
3. 自動車リサイクル法の施行後あるいは施行前に発生した不法投棄・不適正保管の解消に寄与する用途
4. 今後の ELV 処理に係る資金管理ならびに情報管理、指定再資源化機関の業務の高度化に資する用途
5. 大規模災害(震災・水害等)による番号不明 ELV の処理等に要する費用の補填等
6. 3R の現況等に係る情報共有ならびにそれを基にした3R の高度化に資する用途
7. 今後自動車を所有する者に対する ASR 料金の一定期間の割引に関する用途

【上記原則を踏まえた具体的施策例】

- ・使用済み自動車(ELV)の運搬等のコストに関する地域格差の解消(実施済み・法 106 条 3 号)
- ・資源価格の下落等に対応するための ELV 引渡しの円滑化に係る対応(委員からの新規提案)
- ・情報管理業務に係る収支差額への補填(実施済み・法 115 条)
- ・情報システムの性能対策費用の補填(実施済み・法 93 条・115 条)
- ・車両状況照会機能の拡充に要する費用への補填(実施済み・法 93 条)
- ・不法投棄された ELV の処理費用の補填(実施済み・法 106 条 4 号)
- ・不法投棄・不適正保管の現況の調査とその改善策の立案および実施(委員からの新規提案)
- ・情報システムの刷新・高度化に要する費用への補填(合同会議報告書掲載※2・法 93 条・115 条)
- ・情報システムに係るデータセンターあるいはコールセンターの移行費用への補填(合同会議報告書掲載・法 93 条・115 条)
- ・大規模災害による番号不明 ELV の処理費用の補填(実施済み・法 93 条)
- ・今後想定される大規模災害での番号不明 ELV への事前対応の実施(合同会議報告書掲載・法 93 条・115 条)
- ・今後想定される大規模災害での番号不明 ELV の撤去費用等への補填(JARC からの新規提案・法 106 条 2 号)
- ・上記で推定される対応費用の確保(合同会議報告書掲載・法 93 条・115 条)
- ・リユース・リサイクルに係る詳細データの収集・取得・整理(委員からの新規提案・法 115 条)
- ・上記をベースとした3R の改善・高度化に関する検討の実施(委員からの新規提案・法 115 条)
- ・自動車ユーザー等(自動車ユーザー予備軍を含む)への情報発信(JARC からの新規提案・法 93 条)
- ・再生資源等を多く使用した自動車の ASR 料金の割引の実施(合同会議報告書掲載・法 98 条 2 号)
- ・法対象自動車全体に対する一律の ASR 料金の割引の実施(合同会議報告書掲載・法 98 条 2 号)

※1 平成 26 年度末までの特預金の発生実績(元本のみ)は以下の通り(参考資料 2 参照)

- ①中古車輸出による再資源化預託金等の返還請求が2年間ない場合(自動車リサイクル法 98 条 1 号)【37 億円】
- ②解体自動車が非認定全部利用に引き渡され ASR の処理が不要になった場合(廃車ガラ輸出等)(同条 2 号)【55 億円】
- ③再利用によりフロン類の破壊が不要となった場合(同条 3 号)【9 億円】
- ④最後の車検証の交付から 20 年を経過して払渡しがされなかった場合(同条 4 号)
- ⑤事故等によりエアバッグ類、フロン類の処理が不要になった場合(同条 5 号)【58 億円】

※2 「自動車リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」(資料 7 参照)